年 月 日

岡山市長 様

住所 届出者 名称 代表者氏名 電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第 18 の 17 第 1 項 (第 2 項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所  (届出対象特定工事の名称)  届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  特定粉じん排出等作業の種類  大気汚染防止法施行規則別表第 7 1 の項 建築物等の解体作業(次項又は5 の項を除く) 2 の項 建築物等の解体作業のきち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5 の項を除く) 5 の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業(件) 特定粉じん排出等作業の実施の期間  特定 建築 材料の種類 1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する医温材 4 石綿を含有する断熱材 4 石綿を含有する耐火被覆材 4 石綿を含有する耐火被覆材 4 石綿を含有する耐火被覆材 4 石綿を含有する耐火被覆材 5 原建築材料の使用 6 原見取図のとおり。  特定建築 材料の使用 6 原列 5 原取図のとおり。  特定建築 材料の使用 6 原列 5 原取図のとおり。
施工者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名 特定粉じん排出等作業の種類 大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去する もの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 特定粉じん排出等作業の実施 自 年 月 日 ※整 理 番 号 (件) 特定 建 築 材 料 の 種 類 1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材
法人にあつては、その代表者の氏名   特定粉じん排出等作業の種類   大気汚染防止法施行規則別表第7
特定粉じん排出等作業の種類 大気汚染防止法施行規則別表第 7 1 の項 建築物等の解体作業 (次項又は 5 の項を除く) 2 の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業 (掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの) (5 の項を除く) 5 の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6 の項 改造・補修作業 (件) 特定粉じん排出等作業の実施 自 年 月 日 ※整 理 番 号 ※受理年月日 特 定 建 築 材 料 の 種 類 1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材 特定建築材料の使用箇所 見取図のとおり。
1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く)2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く)5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業6の項 改造・補修作業 (件) 特定粉じん排出等作業の実施自年月日 ※整理番号 ※受理年月日特定建築材料の種類1、吹付け石綿2石綿を含有する断熱材3石綿を含有する保温材4石綿を含有する耐火被覆材特定建築材料の使用箇所見取図のとおり。
保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業6の項 改造・補修作業 (件) 特定粉じん排出等作業の実施 自 年 月 日 ※整 理 番 号 の期間 至 年 月 日 ※受理年月日 特 定 建 築 材 料 の 種 類 1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材 特 定 建 築 材 料 の 使 用 箇 所 見取図のとおり。
切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5 の項を除く) 5 の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 (件) 特定粉じん排出等作業の実施 自 年 月 日 ※整 理 番 号 の期間 至 年 月 日 ※受理年月日 特 定 建 築 材 料 の 種 類 1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材 特 定 建 築 材 料 の 使 用 箇 所 見取図のとおり。
もの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 (件) 特定粉じん排出等作業の実施 り 年 月 日 ※整 理 番 号 至 年 月 日 ※受理年月日 特 定 建 築 材 料 の 種 類 1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材 特 定 建 築 材 料 の 使 用 箇 所 見取図のとおり。
5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業       特定粉じん排出等作業の実施の期間     自 年 月 日 ※整 理 番 号 ※受理年月日       特 定 建 築 材 料 の 種 類 1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材 特定建築材料の使用箇所 見取図のとおり。     ※審 査 結 果
6の項 改造・補修作業 (件)   特定粉じん排出等作業の実施 自 年 月 日   ※整 理 番 号   ※受理年月日   特 定 建 築 材 料 の 種 類 1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材   特 定 建 築 材 料 の 使 用 箇 所 見取図のとおり。
特定粉じん排出等作業の実施 自 年 月 日 ※整 理 番 号 の期間 至 年 月 日 ※受理年月日 特 定 建 築 材 料 の 種 類 1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材 特 定 建 築 材 料 の 使 用 箇 所 見取図のとおり。
の期間     至年月日       特定建築材料の種類     1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材       特定建築材料の使用箇所     見取図のとおり。
特 定 建 築 材 料 の 種 類 1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材 特 定 建 築 材 料 の 使 用 箇 所 見取図のとおり。 ※審 査 結 果
3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材特 定 建 築 材 料 の 使 用 箇 所見取図のとおり。
サ 定 建 築 材 料 の 使 用 箇 所  見取図のとおり。
特定建築材料の使用箇所見取図のとおり。
特 疋 建 築 材 料 Ø 使 用 面 槓
特定粉じん排出等作業の方法 別紙のとおり。 特定粉じん排出等作業の対 建築物 (耐火・準耐火・その他) ※備 考
特定粉じん排出等作業の対   建築物(耐火・準耐火・その他)   ※備 考   参   象となる建築物等の概要   延べ面積 m²( 階建)
者届出対象特定工事の元請業
考
任者の氏名及び連絡場所電話番号
事「下請負人が特定粉じん排出」
等作業を実施する場合の当
項し該下請負人の現場責任者の
│ 【氏名及び連絡場所 電話番号 備表 1、吹付け石線又け石線を含有する断熱材、保温材差しくけ耐火被要材に係る特定粉じる

- 備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん 排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法 及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
  - 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第 10 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する 事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第 3 号及び第 4 号に規定する事項を記載した書類と見なす。
  - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
  - 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

## 特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措 置		除去・囲い込み・封じ込め・その他	
特定粉じん排出等作業の方法が大			
気汚染防止法第 18条の 19 各号に			
掲げる措置を当該各号に定める方			
法により行うものでないときは、			
その理由			
集じん・排気装置	機種・型式・設置数		
	排 気 能 力 (m³/min)	(1時間当たり換気回数 回)	
	使用するフィルタの種類及び その集じん効率(%)		
使用する資材及びその種類			
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法			

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
  - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
  - 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は 封じ込めの方法等を記載すること。
  - 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量(m³)並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。